

「オリックス銀行 API サービス利用規定」新旧対照表

(改定した主な条項のみ表示しており、下線部分が改定箇所です。)

旧	新
<p>第1条(オリックス銀行 API サービスについて)</p> <p>1. オリックス銀行 API サービス(以下「本サービス」という)とは、当社の eダイレクト預金口座を保有しているお客さま向けに提供している各種インターネット・バンキングサービスの一部を、外部サービス会社(API連携を通じてお客さまにサービス提供を行う外部事業者の総称。以下同じ。)が提供するサービスと連携させることができるサービスをいいます。</p> <p>2. 本サービスにおいて利用することができる機能(以下「対象機能」という)は、eダイレクト預金口座における各種サービスのうち当社所定の機能に限ります。(以下略)</p>	<p>第1条(オリックス銀行 API サービスについて)</p> <p>1. オリックス銀行 API サービス(以下「本サービス」という)とは、当社の eダイレクト預金口座または法人 eダイレクト預金口座を保有しているお客さま向けに提供している各種インターネット・バンキングサービスの一部を、外部サービス会社(API連携を通じてお客さまにサービス提供を行う外部事業者の総称。以下同じ。)が提供するサービスと連携させることができるサービスをいいます。</p> <p>2. 本サービスにおいて利用することができる機能(以下「対象機能」という)は、<u>お客さまが保有する eダイレクト預金口座または法人 eダイレクト預金口座</u>における各種サービスのうち当社所定の機能に限ります。(以下略)</p>
<p>第2条(本サービスの利用)</p> <p>1. 本サービスの利用開始にあたっては、外部サービス会社ごとに、外部サービス会社が提供するサービス経由で eダイレクト預金取引規定に定める本人確認を受けたうえで、利用登録を行う必要があります。(以下略)</p>	<p>第2条(本サービスの利用)</p> <p>1. 本サービスの利用開始にあたっては、外部サービス会社ごとに、外部サービス会社が提供するサービス経由で<u>お客さまが保有する eダイレクト預金または法人 eダイレクト預金</u>の取引規定に定める本人確認を受けたうえで、利用登録を行う必要があります。(以下略)</p>
<p>第6条(関係規定の適用・準用)</p> <p>本規定に定めのない事項については、eダイレクト預金取引規定その他の当社関連諸規定を適用または準用するものとします。</p>	<p>第6条(関係規定の適用・準用)</p> <p>本規定に定めのない事項については、<u>お客さまが保有する eダイレクト預金または法人 eダイレクト預金</u>の取引規定その他の当社関連諸規定を適用または準用するものとします。</p>